“白バラ”は
明るい選挙の
シンボルです。

選挙季報

第96号

発行　新宿区明るい選挙推進協議会・新宿区選挙管理委員会　〒160-8484　新宿区歌舞伎町1－5－1　☎5273－3740
ホームページ●https://www.city.shinjuku.lg.jp/kusei/index10.html　ツイッターアカウント●@shinjuku_senkan（新宿区選挙管理委員会）

新宿区議会議員選挙へ行きましょう

投 票 日　4月23日(日)　【投票時間】午前７時～午後８時まで
【告 示 日】４月16日（日）

期日前投票期間　4月17日(月)～4月22日(土)
※場所・時間については、下表をご覧下さい。

期日前投票のご案内

投票日当日（４月23日）に、指定された投票所に行けない方は、以下の場所で期日前投票ができます。

今回の選挙で投票できる方（右欄参照）であれば、以下の表内のどの期日前投票所でも投票が可能です。

なお、期日前投票をする際は、投票所整理券の裏面に印字されている「期日前投票宣誓書（兼請求書）」への記入及び提出が必要となります。ご自宅等であらかじめご記入のうえご来場いただくと、スムーズに受付ができます。

期日前投票期間
4月17日(月)～4月22日(土)
※時　間：いずれも午前８時30分～午後８時

期日前投票所	住　所
区役所第一分庁舎	歌舞伎町１－５－１
四谷特別出張所	内藤町87
箪笥町特別出張所	箪笥町15
榎町特別出張所	早稲田町85
若松町特別出張所	若松町12－６
大久保特別出張所	大久保２－12－７
戸塚特別出張所	高田馬場２－18－１
落合第一特別出張所	下落合４－６－７
落合第二特別出張所	中落合４－17－13
柏木特別出張所	北新宿２－３－７
角筈特別出張所	西新宿４－33－７

※最終日（土曜日）や、投票所閉鎖時刻間際は、混雑する傾向があります。お早めの投票をおすすめします。

今回の新宿区議会議員選挙で投票できる方

■投票できる方

今回の新宿区議会議員選挙で投票できるのは、「新宿区の選挙人名簿に登録されている方」で、「投票する日現在において新宿区内に住所がある方」です。

■今回の選挙で新たに選挙人名簿に登録される方の要件

(1)　平成17年４月24日までに生まれた日本国民であること。
(2)　令和５年**１月15日まで**に、新宿区へ**転入の届出**をしていること。
(3)　令和５年４月15日まで、引き続き新宿区に住民登録があること。

※なお、**投票する日現在**で、新宿区から**転出**している方は**投票できません**。

投票所整理券について

住民票の世帯ごとに、投票所整理券を封書でお送りします。投票の際は、印字されているお名前をよくご確認のうえ、お間違えの無いようお持ちください。

新宿区の選挙人名簿に登録がある方で、投票する日現在において選挙権がある方であれば、投票所整理券が未着の場合や、紛失された場合でも投票できます。投票所の係員にお申し出ください。

なお、投票所整理券がお手元に届いても、選挙人名簿の登録要件を満たさなくなった場合、要件を満たさないことが判明した場合は投票できません。

お身体の不自由な方の投票について

代理投票　投票用紙への自書が困難な方は、代理投票ができます。投票所の職員が、候補者名をお聞きし、ご本人に代わって投票用紙へ記載いたします。ご希望の方は、受付にてお申し出ください。

点字投票　目が不自由で、点字による記載が可能な方は、点字投票ができます。点字器は、全ての投票所に備え付けてありますが、ご自身でお持ちいただいても構いません。

※このほか、車椅子・ルーペ・老眼鏡・文鎮・筆談ボード等をご用意しております。車椅子のまま使用できる記載台もございます。必要な方は、職員にお申し出ください。

貴重な一票。投票用紙への記載を正しく行いましょう！

せっかく投票所まで足を運んで投票しても、その記載方法に誤りがあると「無効投票」として扱われ、得票数としてカウントされません。前回（平成31年）の新宿区議会議員選挙における**無効投票**の数は、**1,772 票**でした。あなたの大切な一票が無駄にならないよう、投票用紙に正しく記載しましょう。

以下、候補者名が「**新宿 太郎（しんじゅく たろう）**」であった場合を例にとって、「有効」又は「無効」と判断される記載例をご紹介いたします。

新宿区議会議員選挙での投票は「候補者名」で行います。

したがって、投票用紙には「**候補者 1 名のみの氏名**」を正しく記載してください。

そして、候補者名以外の不必要な記載は行わないでください。

※なお、投票の効力の最終的な判断は、開票管理者によって決することとされています。右の例は、一般的な解釈事例としてご紹介しています。

有効な記載

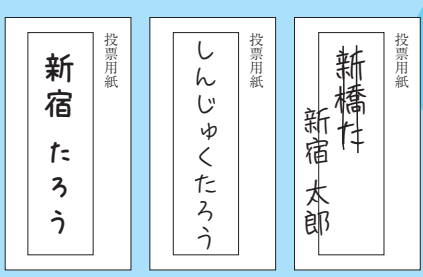

漢字の候補者名を、ひらがな・カタカナ書きにしたとしても、正しく記載されていれば有効です。また、二重線で消して書き直した票も、原則として有効です（欄外記載も可）。

無効な記載

候補者名以外に「不必要な記述」をした票は、たとえそれが欄外や裏面でも原則無効となります（正しい政党名や敬称の類を付記した票は有効です）。政党名だけの票も無効です。

教えて！
メイちゃん
めいすいくん

新宿区議会議員選挙Q&A

Q1. **候補者はいつわかりますか？**

A1. ４月16日（日）が立候補の届出日のため、この日の午後５時に確定後、準備ができ次第、区選挙管理委員会ホームページにて公表いたします。また、選挙公報も各戸へ順次配布いたします。

Q2. **何名が当選しますか？（議員定数は何名ですか？）**

A2. 38名です。

Q3. **投票日当日は、区内のどこの投票所でも投票できますか？**

A3. 投票日当日は、各世帯に郵送した投票所整理券に印刷された投票所でのみ投票が可能です。なお、期日前投票の場合は、区内11か所のいずれの期日前投票所でも投票できます。

Q4. **最近、新宿区へ転入してきたのですが、投票できますか？**

A4. 転入届出日によります。詳しくは、１面「今回の新宿区議会議員選挙で投票できる方」をご参照ください。

Q5. **最近、新宿区内で引っ越しをしたのですが、投票所はどこになりますか？**

A5. 以下の日付によって異なります。
①令和５年３月31日（金）までに区内で転居の届出をされた方は、新住所の投票所で投票してください。
②令和５年４月１日（土）以降に区内で転居の届出をされた方は、前住所の投票所で投票してください。

Q6. **投票用紙への記載は、鉛筆じゃないとダメですか？**

A6. 投票用紙は樹脂製のため、乾きにくい性質があります。ボールペンや水性ペンで記載した場合、投票箱の中でほかの投票用紙が汚れたり、投票用紙同士が接着する恐れがあります。このため、鉛筆やシャープペンシルを推奨しています。但し、ほかの筆記用具の使用を拒否するものではありません。

Q7. **家族が入院中（又は、介護施設等へ入所中）です。投票できる方法はありますか？**

A7. 入院（入所）先の病院や施設が、不在者投票施設として指定を受けている場合、病院・施設内での投票が可能です。詳しくは、区選挙管理委員会までお問合せください。

Q8. **毎日の期日前投票の状況、投票日当日の投票状況を知りたいのですが。**

A8. 区選挙管理委員会のホームページにて、期日前投票所別の投票者数を毎日発表します。また、投票日当日は１時間ごとの投票者数を同ホームページ上にて発表します。

Q9. **開票速報・開票結果は、どのようにして把握できますか？**

A9. 区選挙管理委員会のホームページにて、４月23日（日）の午後11時より30分おきに、開票速報を発表します（但し、開票率が90%を超えた場合は、確定時まで発表を行いません）。

▶さあ、候補者を知ろう！ 情報を集めよう！

▶インターネット

インターネットによる選挙運動が解禁になって以降、ウェブサイト等（HP、ブログ、Twitter、Facebook、動画投稿サイト等）や、電子メールなどで、多くの候補者が情報を発信しています。
街頭演説の日程等を周知している候補者も多く見られます。

▶ポスター掲示場

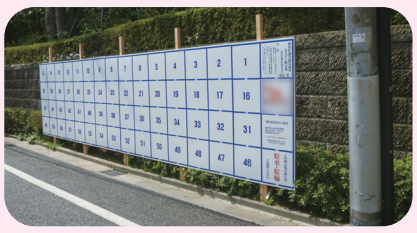

多くの候補者が利用するポスター掲示場。大きさ（横幅）は、区が執行する選挙の中でも最大で、７ｍを優に超えます。告示日以降、様々なポスターがびっしりと貼り出される姿は圧巻です。

告示日の立候補届出の直後から、各候補者は様々な選挙運動を展開します。
投票先がまだ決まっていない方はもちろん、既に決まっている方も、投票に先立って、ぜひ各候補者の政策を見比べてみてはいかがでしょうか。
この選挙期間中にしか見られない、各候補者の熱い思いが凝縮された選挙運動は必見です。

▶選挙運動用ビラ

選挙公報と同様に、選挙運動用ビラにも、自身の政策・主張等を掲載している候補者がほとんどです。街頭演説の場所・個人演説会の会場・選挙事務所・新聞折込にて入手できます。

▶街頭演説・個人演説会等

演説等は、候補者の生の声を直接聞くことができる絶好の機会です。候補者の熱意に触れてみてはいかがでしょうか。

▶選挙公報

各候補者の政策・主張が掲載された選挙公報は、選挙管理委員会のホームページに告示日の翌日頃にアップされる予定です。また、紙版は投票日の前日までに各戸配布されます。
また、点字版・音声版の選挙公報もご用意しています。詳しくは、区選挙管理委員会にお問合せください。

※上記でご紹介している選挙運動は、必ずしもすべての候補者について行われるとは限りません。選挙運動を行うか否かは、各候補者の判断に委ねられます。

編集後記

四年ごとの選挙で、一番身近な選挙の区議会議員選挙が今月行われます。
今号は、その身近な区議会議員選挙の特集号です。この季報が有権者の皆様にとって、選挙のご参考になればと思い、啓発を込めて発行いたしました。
この季報をご覧いただく機会は少ないのですが、今回は特に区議会の選挙ということで、今まで以上に注視して頂きたく発行いたしました。

編集長　勝元　秀男（大久保地区）
編集委員　木下　功子（四谷地区）
編集委員　岡崎　智子（榎町地区）
編集委員　遠藤　睦子（若松町地区）
編集委員　内藤　昇利（柏木地区）
編集委員　山本　浩（角筈地区）

お子様がいらっしゃるご家庭へ

ぜひ、お子様と一緒に投票所へお越しください。

投票する方が同伴するお子様（18歳未満の幼児・児童・生徒等）は、投票所に入場することができます。

将来の有権者であるお子様が、小さい頃から投票の機会に触れることは、主権者教育の観点からも望ましいことです。ぜひ一緒にお越しください。
但し、同時に、投票の手続きは厳格に定められています。お子様自身の投票用紙への記載、投票箱への投函はできません。ルールを守って投票しましょう。

★ お子様は、以下のルールを守りましょう ★